



令和2年 第1回臨時会：3月23日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（14名）	2
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会（午後2時00分）	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
採決	5
○議案第5号ないし議案第8号の一括上程、提案説明	5
原口和久 管理者	5
山崎勝利 事務局長	6
○上程議案の質疑～採決	9
○議第1号及び議第2号の一括上程、提案説明	10
11番 黒澤健一 議員	10
○上程議案の質疑～採決	11
○特定事件の委員会付託	12
○管理者あいさつ	12
○閉会（午後2時33分）	14
<hr/>	
○署名議員	15

鴻環資組告示第3号

令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会を、3月23日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和2年3月19日

鴻巣行田北本環境資源組合

管理者 原 口 和 久

付議事件

- 1 鴻巣行田北本環境資源組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例
- 2 鴻巣行田北本環境資源組合を彩北広域清掃組合とすることに伴う関係条例の整理に関する条例
- 3 鴻巣行田北本環境資源組合公告式条例等の一部を改正する条例
- 4 鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例及び鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会条例を廃止する条例
- 5 鴻巣行田北本環境資源組合議会委員会条例の一部を改正する条例
- 6 鴻巣行田北本環境資源組合議会会議規則の一部を改正する規則

令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会会議録

○議事日程

令和2年3月23日（月） 午後2時00分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第5号 鴻巣行田北本環境資源組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例

議案第6号 鴻巣行田北本環境資源組合を彩北広域清掃組合とすることに伴う関係条例の整理に関する条例

議案第7号 鴻巣行田北本環境資源組合公告式条例等の一部を改正する条例

議案第8号 鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例及び鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会条例を廃止する条例

第4 議 第1号 鴻巣行田北本環境資源組合議会委員会条例の一部を改正する条例

議 第2号 鴻巣行田北本環境資源組合会議規則の一部を改正する規則

第5 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（14名）

1番	加藤英樹	議員	2番	川崎葉子	議員
3番	町田光	議員	4番	小林修	議員
5番	桜井卓	議員	6番	湯沢美恵	議員
7番	坂本晃	議員	8番	田中克美	議員

9番	江川直一	議員	10番	高橋弘行	議員
11番	黒澤健一	議員	12番	工藤日出夫	議員
13番	阿部慎也	議員	14番	吉田豊彦	議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

原	口	和	久	管	理	者		
石	井	直	彦	副	管	理	者	
三	宮	幸	雄	副	管	理	者	
田	口	義	久	会	計	管	理	者
飯	塚	孝	夫	参	与			
吉	田	悦	生	参	与			
新	井	信	弘	参	与			
小	林	弘	樹	参	与			
加	藤		浩	参	与			

○ 事務局職員出席者

事	務	局	長	山	崎	勝	利		
計	画	建	設	課	長	黒	澤	典	弘
副	参	事	長	澤	和	弘			
副	参	事	肥	後	卓	豪			
主	幹	今	井	剛	史				
書	記	須	藤		翔				

午後 2時 00分 開会

○工藤日出夫議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から、令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会を開会いたします。出席議員が14名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

△議事日程の報告

○工藤日出夫議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○工藤日出夫議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

13番 阿部慎也 議員

14番 吉田豊彦 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○工藤日出夫議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 11番 黒澤健一議員。

[黒澤健一議会運営委員長 登壇]

○黒澤健一議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る3月18日に委員会を開催し、本臨時会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程はお手元に配付いたしております、令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同を賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○工藤日出夫議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本臨時会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者及びその他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者、議員から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第5号ないし議案第8号の一括上程、提案説明

○工藤日出夫議長 次に、日程第3、議案第5号ないし議案第8号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

〔原口和久管理者 登壇〕

○原口和久管理者 本日、ここに令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末の大変ご多用の中、また、新型コロナウイルスへの対応に、ご協力、あるいはご尽力をいただいている折に、ご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

本臨時会においてご審議いただく案件は、組合条例の制定改廃などとなっておりますが、なにとぞ慎重にご審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは、議案第5号ないし議案第8号について、順次ご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

議案第5号、鴻巣行田北本環境資源組合会計年度任用職員の報酬等に関する条

例でございます。本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い会計年度任用職員制度が創設されたことから、その報酬等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するとともに、関係する条例について、所要の改正を行うものであります。

続きまして、6ページをお開き願います。

議案第6号、鴻巣行田北本環境資源組合を彩北広域清掃組合とすることに伴う関係条例の整理に関する条例でございますが、本案につきましては、組合規約の変更により組合名称が彩北広域清掃組合となることから、関係する条例中の組合名称を改めるものであります。

続きまして、8ページをお開き願います。

議案第7号は、鴻巣行田北本環境資源組合公告式条例等の一部を改正する条例でございます。4月1日より組合が新体制となることを受け、整備が必要な関係5条例について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

議案第8号は、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例及び鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会条例を廃止する条例でございます。共同処理する事務の変更に対応するため、新処理施設建設事業を推進するために制定をしました関係2条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第5号ないし議案第8号についての提案説明を終わらせていただきます。

○工藤日出夫議長 管理者の説明が終わりました。

次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、議案第5号ないし議案第8号につきまして、細部説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第5号は、鴻巣行田北本環境資源組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例でございます。本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い会計年度任用職員制度が創設されたことから、その報酬等に関し必要な事項を定めたいの

で、新たに条例を制定するとともに、関係する条例について、所要の改正を行うものでございます。臨時職員及び非常勤職員については、これまで制度が不明確であったことから、任用、勤務条件等に関する取り扱いが各地方公共団体によって異なっておりました。このため、統一的な取り扱いを定め、臨時職員及び非常勤職員制度の適切な運用を確保することを目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月に公布されたところでございます。これにより、この法律の施行日である令和2年4月1日以降は、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設され、正規職員と同様に地方公務員法の適用を受けることとなります。このようなことから、構成市におきましても会計年度任用職員制度へ移行するため、すでに条例の制定がなされている状況でございます。本組合におきましても、同様に、新たに必要な事項を定めるとともに、関係する5条例について所要の改正を行うものでございます。なお、条例内容は、行田市にない整備をしようとするものです。

それでは、内容についてご説明申し上げますので、2ページをお願いいたします。第1条は、本条例の趣旨を定めるものでございます。第2条は、週38時間45分未満を勤務時間とする第1号会計年度任用職員、いわゆるパートタイム職員に対して、報酬及び期末手当を支給することを定めるものでございます。第3条は、第1号会計年度任用職員への費用弁償として、通勤費及び旅費を支給することを定めるものでございます。第4条は、週38時間45分を勤務時間とする第2号会計年度任用職員に支給する給料等の種類について定めるものでございます。4ページに参りまして、第5条は、報酬等の減額についての定めとなっております。第6条は、報酬等の支給について定めるもので、一般職の常勤職員の例によるものとするものでございます。第7条は、委任について定めるものでございます。次に、附則ですが、第1項は、本条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものでございます。次に第2項から第6項までは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い規定等の整備を必要とする5条例の改正を行うものであります。第2項は、鴻巣行田北本環境資源組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正。第3項は、鴻巣行田北本環境資源組合職員の懲戒の手続

及び効果に関する条例の一部改正。第4項は、鴻巣行田北本環境資源組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正。第5項は、鴻巣行田北本環境資源組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正。第6項は、鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。参考資料として、新旧対照表をお配りしておりますので、ご参照ください。

6ページをお願いいたします。議案第6号は、鴻巣行田北本環境資源組合を彩北広域清掃組合とすることに伴う関係条例の整理に関する条例でございます。組合名称の変更に伴い、参考資料として一覧表をお配りしておりますが、関係する39条例について、条文中の組合名称を彩北広域清掃組合に改めるものとなります。

8ページとなりますが、議案第7号は、鴻巣行田北本環境資源組合公告式条例等の一部を改正する条例でございます。4月1日より組合が新体制となること及び地方自治法の改正を受け、整備が必要な関係5条例について、所要の改正を行うものでございます。9ページをご覧ください。第1条、鴻巣行田北本環境資源組合公告式条例の一部改正は、掲示場の改正でありまして、北本市役所前掲示場を削除する改正となります。第2条、鴻巣行田北本環境資源組合監査委員に関する条例は、地方自治法の改正に伴い引用する条文の条ずれを整備するものでございます。第3条、鴻巣行田北本環境資源組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、別表中の新ごみ処理施設事業者選定委員会委員長及び委員の報酬等を削除する改正となります。第4条、鴻巣行田北本環境資源組合行政手続条例の一部改正は、住民の規定から北本市を削除する改正であり、第5条、鴻巣行田北本環境資源組合情報公開条例の一部改正につきましても、住民の規定から北本市を削除する改正でございます。

次に10ページですが、議案第8号は、鴻巣行田北本環境資源組合新施設等検討委員会条例及び鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会条例を廃止する条例でございます。共同処理する事務の変更に対応するため、新処理施設建設事業を推進するために制定をしました関係2条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第5号ないし議案第8号の細部説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○工藤日出夫議長 以上をもって議案の説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○工藤日出夫議長 次に、質疑に入ります。

質疑の通告はございませんけれども、質疑ある方は挙手願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 なしと認めます。

質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論のある方は、通告はございませんけれども、討論
ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 通告がございませんので、討論については終結をいたします。

次に、順次採決をいたします。

はじめに、議案第5号、鴻巣行田北本環境資源組合会計年度任用職員の報酬等
に関する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、鴻巣行田北本環境資源組合を彩北広域清掃組合とすることに
伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議
員は、挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、鴻巣行田北本環境資源組合公告式条例等の一部を改正する
条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例及び鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会条例を廃止する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議第1号及び議第2号の一括上程、提案説明

○工藤日出夫議長 次に、日程第4、議第1号及び議第2号を一括議題といたします。

朗読を省略して、提出者代表に提案理由の説明を求めます。

————— 11番 黒澤健一 議員。

[11番 黒澤健一議員 登壇]

○11番 黒澤健一議員 提出者を代表いたしまして、議第1号、鴻巣行田北本環境資源組合議会委員会条例の一部を改正する条例及び議第2号、鴻巣行田北本環境資源組合議会会議規則の一部を改正する規則について、提案説明を申し上げます。

本案は、会議規則第13条の規定に基づき、私ほか5名の議員によりまして提案したものであります。2月議会前の議会運営委員会で内容につきまして協議をいたしまして、本案のとおりまとめさせていただきました。参考資料の新旧対照表をご覧ください。

まずは、議第1号についてでございます。第1条第2項は、議会運営委員会の委員の定数を定めてございまして、現在の各市2名、計6名の体制から、行田市2名、鴻巣市1名の計3名の体制とする改正内容となっております。これは、平成25年当時の体制に戻すことを基本とする考えのものであり、これ以上の踏み込んだ改正は、新体制の議員において協議すべきものであるとの意見で一致をした所でございます。第4条第2項の改正についても、前述理由と同様に資格審査・懲罰特別委員会の体制を、6名から3名とするものでございます。なお、本

条例の組合名称の変更に係る改正は、日程第3で審議をしました、議案第6号の関係条例の整理に関する条例の対象として改正がかかることとなりますので、ご了承ください。

続いて、議第2号についてでございます。題名のみ改正ではありますが、議会会議規則の一部改正でありまして、議決事件として提案をするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、本一部改正条例及び一部改正規則の附則では、それぞれの施行期日を令和2年4月1日からとしております。

以上、改正内容の説明とさせていただきますが、議員各位におかれましては、本案にご賛同いただけますよう、お願い申し上げます、議第1号及び議第2号の提案説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○工藤日出夫議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○工藤日出夫議長 次に質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方は、ご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 討論がないようですので、討論につきましては終結いたします。

次に、順次採決いたします。

はじめに、議第1号、鴻巣行田北本環境資源組合議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第2号、鴻巣行田北本環境資源組合議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

△特定事件の委員会付託

○工藤日出夫議長 次に、日程第5、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として、議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○工藤日出夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

△管理者あいさつ

○工藤日出夫議長 この際、管理者より発言を求められておりますので、発言を許可します。———管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 議長のお許しをいただきましたので、閉会にあたり一言ご挨拶並びにご報告を申し上げます。

議員各位におかれましては、本日提案申し上げました議案に対し、それぞれに適切な御決定をいただき、誠にありがとうございました。

さて、当組合における新ごみ処理施設の建設等に関する事務の解消につきましては、3市議会の3月定例会において規約変更の議決を頂き、3市の協議書として埼玉県へ規約変更の許可申請を提出、3月12日付けにて許可を受けております。これにより令和2年4月1日から、本組合では小針クリーンセンターの運営管理に関する事務のみを行うこととなり、組合の執行部についても新たな組織体制となります。

令和2年度以降の体制に関しまして、去る1月29日に開催しました正副管理者会議におきまして、組合格約第10条第2項、管理者及び副管理者は、構成市

の長の協議により構成市の長のうちからこれを定める、の規定に基づき協議を行いました。その結果、今後の小針クリーンセンターの運営管理を適切に進めていくには、施設の所在地となる市長を管理者とすることが望ましいと判断し、令和2年4月1日をもって、管理者を行田市長とすることとなりましたのでご報告いたします。

議員各位におかれましては、新年度にかけて公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、健康に十分ご留意をいただき、引き続き、本組合の発展のため御活躍いただきますよう祈念申し上げまして、令和2年第1回臨時会閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○**工藤日出夫議長** 僭越ですけれども、閉会にあたりまして議長として一言申し上げます。

平成26年3月から6年間、ここまで関わって参りました議員各位の努力が実ることなく、ここに解散することにつきましては、断腸の思いであります。先ほど管理者からご挨拶がありました。それぞれの議員各位が、心に収めていただいたことと存じます。私は昨年6月の臨時会で議長にご選任をいただき、3市の利害を超えて共同施設の建設に向けて議論を通して、一定の方向へ終焉させていきたいと、このように考えておりました。これまでの議事録等の記録を精査し、この議会に不足しているのは、議員同士の議論を通して、それぞれの構成市の利害を理解し合う場がないということでありました。議長に選任後は、各委員会条例の制定等、施設建設特別委員会の設置が必要であると考え、議会運営委員長に諮問し、各議員のご理解をいただき、令和元年11月の臨時会で条例の制定と、特別委員会の設置にこぎつけたわけでございます。いよいよ議会として執行部と協議しながら、張り切って行こうと思っていた矢先の12月12日の正副管理者会議において3市の合意書白紙。組合の解散を決めたとの報告でした。まあそういう展開もあるのかなという思いもありましたが、なぜ今なのか、まさに寝耳に水でございました。しかも議会及び議員に事情を説明することもなく、正副管理者のみで決めたことは違法ではないとしても、議会としては極めて承服しかねる、まさに青天の霹靂の思いでございました。

しかしながら今は白紙になってよかったと思っております。私は。我が国の地

方制度は、憲法の規定で二元代表制。議会制民主主義です。我々議員は、構成市の住民から代議員として選挙で選ばれ、住民に変わって、住民の利益や権利を行使し、議決する公職者です。当然組合が目指した、新施設建設においても応分の税金が使われる以上、公正な議決責任を担っていると思っておりました。既に6億円の事業費が使われました。授業料としては私は高すぎるのかなと思っております。しかも600億円を超える事業費が見込まれる組合執行部が、住民に変わって監視する議会を、不在のままにこのような決定をするということについては、これからの大型プロジェクトを執行管理するには、極めて私は責務感が不足しているのではないかと、このように感じたわけでございます。そういう意味で、今回の白紙はよかったと申し上げました。

私は議会を代表する議長として、この間の決定に至る経過に関与することなく、忸怩たる思いを強くしております。それだけに議員の皆様には私の不徳をお詫び申し上げたいと思います。議長として1年未満の短い間でしたが、議員各位の皆様には大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。また事務局長はじめ、事務局職員の皆様には議事運営にお力を貸していただき感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上を持ちまして令和2年第1回臨時会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

午後 2時 33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年 月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長

工藤日出夫

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員

阿部慎也

同

吉田豊彦